

Contents

特集Ⅰ

学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて②

<音楽・美術・芸術，保健体育，技術・家庭・家庭・情報>

- 10……解説 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて
(音楽・美術・芸術(音楽，美術，工芸，書道))
河合紳和／平田朝一／豊口和士 教科調査官
- 14……解説 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて(保健体育)
関 伸夫／横嶋 剛 教科調査官
- 18……解説 学校段階間の接続を踏まえた指導に向けて(技術・家庭・家庭・情報)
渡邊茂一／熊谷有紀子／田邊暁子／田嶋丈晴 教科調査官

特集Ⅱ

博物館と連携した教育活動

- 28……解説 改正博物館法の施行について
文化庁企画調整課 博物館振興室
- 30……論説 博学連携の展開と新しい学び
中尾智行 文化庁博物館振興室 博物館支援調査官
- 36……実践研究 3D 骨格標本を活用した進化の授業
愛知県犬山市立東部中学校
- 40……実践研究 博物館に学ぶ日本史教育
逗子開成中学校・高等学校

c o l o r p a t e r n

- 1 窓 学ぶ意欲を高める／真井克子
- 2 教育小景
こどもたちの意見を
聴くということ／佐藤香代
- 4 特色ある教育活動
埼玉県・新潟県
- 8 世界の教育
“This is Ghana.”
発展途上だからこそ感じる
伸びしろと可能性／佐々木惟

◆連載

各教科等の改善／充実の視点
—各教科調査官

国語／ 50 社会／ 52
地理歴史／ 54 公民／ 56， 58
数学／ 60 理科／ 62
音楽／ 64 美術，工芸／ 66
保健体育／ 68 技術・家庭／ 70
外国語／ 72 情報／ 74

総合的な学習の時間，
総合的な探究の時間／ 76

- 44 ●StuDX Style への扉
GIGA スクール環境と1人1台端末を活用した
仙台三高の授業の特徴とは？
(宮城県仙台第三高等学校)
文部科学省初等中等教育局
GIGA StuDX 推進チーム

- 46 ●チーム学校で特色づくり
鑑識眼を高める学び合う教師集団
香川大学教育学部附属坂出中学校

- 48 ●注目 魅力ある先生
増井貴明 先生
(兵庫県立有馬高等学校)

- 78 ●思考力等を問う
～高等学校入学者選抜学力検査問題の
工夫例～ vol.113【外国語】
富山県教育委員会

- 80 ●特別支援教育コーナー
高等学校入学者選抜における
受検上の配慮の提供について
森田浩司

- 84 ●産業教育のページ
第9回「ものづくり日本大賞」について
内藤 敬

- 92 ●特色ある教育活動
埼玉県・新潟県

- インフォメーション
法曹コース・法科大学院
について～法曹(裁判官・
検察官・弁護士)への道
～ 88 / 令和5年度
「学校における男女共同
参画研修」参加者募集に
ついて 90

- 編集後記 96

「解説」

改正博物館法の施行について

文化庁企画調整課 博物館振興室

1 改正博物館法のあらまし

博物館法（昭和26年法律第285号）は、博物館を社会教育施設として位置付け、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物資料に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきた。その一方で、法の制定から約70年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は、著しく多様化・高度化している。例えば、平成29年に改正された文化芸術基本法（平成13年法律第148号）や、令和元年の国際博物館会議（ICOM：アイコム）京都大会において示された「文化をつなぐミュージアム」の理念に表されるように、博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになってきた。また、新型コロナウイルス感染症の影響下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まってきた。

改正法は、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文

化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための所要の改正を行ったものである。

とりわけ博物館に求められる役割が多様化・高度化する中で、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等を見直し、令和5年4月1日に施行された。

2 博物館登録制度の見直し

博物館法では制定当初より、博物館を設置しようとする場合、同法の規定によって登録を受けることが求められている。

改正前においては、博物館として登録可能な設置主体を地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していたが、博物館の設置主体を限定する規定を改めたことにより、地方独立行政法人や社会福祉法人、学校法人、株式会社等が博物館を設置しようとする場合であっても、その設置者から適法に申請を受けたときは、要件を満たす限りにおいて博物館として登録されるものとなった。

3 登録の要件

登録に係る業務は自治事務であることから、登録審査の基準については、審査主体と

なる都道府県（指定都市）の教育委員会が定める。そして、引き続き一定の裁量を確保するため、博物館法施行規則（令和5年2月10日 文部科学省令第2号）で参酌基準を示し、各審査主体が定めることとしている。

【参酌すべき規程例】

- ・博物館資料の収集、保管及び展示等に係る基本的な運営方針を策定し、公益性をもって運営体制を整備していること。
- ・管理運営を行う館長、博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること。
- ・資料の収集・展示等を適切に行うとともに資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮がされていること。

現在国内で活動する博物館の数は、5,700館程度と推測されているが、博物館法に位置付けられている館は1,300館程度と3割にも満たない状況であることから、文化庁では当面、登録及びそれに準じた指定館の数を着実に増加させることに注力してまいりたい。

4 デジタル・アーカイブの作成・公開

博物館資料をデジタル化し、インターネット等を通じて公開することは、資料の保存、資料管理業務の効率化、国民への成果の還元、文化芸術の創造的活動の活用、文化観光や地域活性化への貢献など様々な面から意義深く、その重要性はますます高まっている。

また、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、博物館の利用制限が課された際、インターネットを通じて広く発信できるデジタル・アーカイブの必要性・有効性が関係者や利用者によって強く認識されたところである。

このため、法に定める博物館の事業に、博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開を追加した。

また、文化審議会博物館部会の下に「博物館DXに関する検討会議」を置き、博物館DXにおける現状と課題、重要性、推進の意義、関係者に期待される役割、権利処理等に

■ 特集／博物館と連携した教育活動 ■

ついてまとめた「博物館DXの推進に関する基本的な考え」を公表した。ここでは当面の目標として、資料一点ごとの目録に至らずとも、群やファイルごとの目録作成を優先し、順次公開していくことを推奨している。

5 地域の多様な主体との連携・協力

このたびの改正で新たに追加された博物館事業のうち、デジタル・アーカイブ化と並んで重要な項目が地域の多様な主体との連携・協力である。

博物館が事業の成果を活用し、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図り、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動推進を図り、地域活力の向上に寄与することを目指すもので、前出の国際博物館会議で採択された「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえている。

各博物館はこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題（産業の活性化、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂等）・社会的課題（人口減少、環境問題等）への対応に取り組むことが期待されている。

また、学習指導要領（平成29年告示）において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるに当たり、地域の博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集等の学習活動を充実することとされている。例えば、各教科等の指導の一環として地域の博物館に行き、実物の資料を見たり、学芸員から解説を聞いたたり、前項で言及したデジタル・アーカイブ化された資料を授業の中で活用したりするなど、様々な工夫が考えられる。各学校においては、改正博物館法により数、役割ともに充実した博物館等を活用し、学習活動を充実することが期待される。

博学連携の展開と 新しい学び



中尾智行

文化庁博物館振興室 博物館支援調査官

専門は日本考古学と博物館学。河内長野市教育委員会、大阪府文化財センター、鳥取県教育文化財団、神戸女子大学非常勤講師、大阪府立弥生文化博物館総括学芸員を経て2020年から現職。

1 博学連携は進んだのか

博物館と学校の教育連携は、学社連携や学社融合というように、学校教育と社会教育の文脈で広く語られることもあるが、ここでは社会教育施設の一つである博物館に絞り、「博学連携」のこれまでと、これからを展望したい。

まず、博物館は学校との連携に熱い眼差しを送っている。歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等、多種多様な資料を収集し、未来へその価値を継承する役割をもつ博物館にとって、未来を担う子供たちに資料の価値と魅力に触れてもらうことができる教育の機会は重要な意味をもつ。また、博物館の使命は、社会教育施設や文化施設としての活動を通して、人づくりや地域社会の活性化に寄与することである。その観点でも成長期にある子供たちへのアプローチは欠かせない。

そもそも博物館の目的や使命として、学校教育への協力や連携は、早くから意識されていた。あまり知られていないが、現在の国立科学博物館の前身は、明治10（1877）年に文部省が学校教育支援を目的として設立した「教育博物館」である。我が国における博物館の興りから、学校教育との接続の視点は存在していた。昭和26（1951）年になって制定された博物館法にも、博物館の事業として「学校等の教育施設と協力し、その活動を援助すること」が規定された。令和4（2022）年4月に約70年ぶりの抜本的改正が行われた際にも、本規定が第3条第1項第12号に維持されているだけでなく、第3条第3項において、学校を含めた多様な主体との連携により、地域

の活力向上に寄与することが努力義務として新しく加えられている。

他方、学校側から博物館との連携をみたとき、その背景となる学習指導要領の存在は大きい。学習指導要領において、最初に博物館の活用が示されたのは、平成元（1989）年の小学校学習指導要領の社会科で、「指導計画の作成に当たっては、博物館や郷土資料館等の活用を図る」とある。その後も改訂のたびに博物館の活用に関する記述は増加し、現在では総則において「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善の方策として、学校図書館の活用に加えて、地域の博物館等を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実させることが示されているだけでなく、社会や理科、美術、総合的な学習の時間といった、幅広い教科で博物館と連携した活動や資料の活用が促されている。特に平成12（2000）年度から段階的に導入された「総合的な学習の時間」は、博学連携を推進する大きな契機となった。生徒が横断的・総合的な課題学習を自発的に行う中で、学校外の家庭や地域での学習との接続視点が強調されたことにより、多様な文化資源を所蔵し、専門家としての学芸員を有する博物館との連携が注目されるようになったのである。

地域の文化資源を収集保管し、調査研究の上で展示や体験学習などの教育機会を提供する博物館は、「本物」や「生きた教材」に接する場となるだけでなく、その専門性に基づいた高度で奥深い知識や情報に触れることで、学びの楽しさや興味・関心を深めて、子供たちの「学びに向かう力」を養うことができる。ま

た、自らを取り巻く世界に関する思いもよらぬ発見や気づきの中で観察力や思考力を育み、新しい世界や考え方に触れることで幅広く豊かな視野と価値観を得ることができる。それは、新たな表現や創造的活動の資源や基盤となるだろう。こうした学びは、学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」につながるものであり、博物館での体験をきっかけとして学校での授業展開を設計することで、その深化が期待されるところである。

しかしながら、前述のような「博物館での学び」を生徒の成長や学習活動に積極的に位置付けるような、博学連携の実践や研究は十分に進んでいない。博物館が広く万人に開かれた生涯学習の拠点として、利用者の自由で自立的な学びを支援する場であらうとすることに対し、学校は生徒の発達段階に合わせて体系的な知識の取得や思考力等を養うためにカリキュラムに沿った教育活動を行う。両者の教育は学習者の成長において相補的な関係にあるとはいえ、社会教育と学校教育という異なったアプローチの相互理解に基づいた融合的な教育活動の設計は、双方の現場の人員不足もあって十分に進んでいない。代わりに、博物館現場において多く見られるのは、授業内容に合わせて「教科書の実物」を見たり、穴埋めワークシートなどで学習内容の確認や復習をしたりするといった、学校教育の延長や補完としての団体見学である。こうした見学は、学校対応に十分な人員を割けない博物館にとっても、効率的な受け入れと一定の入館者数の確保の観点から都合がよく、博物館と学校の双方が求め

な研究者を通して学術の世界や高度に奥深い調査研究成果に触れる機会を創出し、生徒の学びに向かう力を刺激することにもなるだろう。

3 GIGA スクール構想の推進による学習基盤の整備

前述のように、工夫を凝らした博学連携の取組は各地でみられるものの、推進のハードルも多い。学校現場においてはカリキュラムの増加に合わせ、移動手段の確保や安全面の課題等から遠足や校外学習等の機会自体が減少傾向にあったところ、コロナ禍における感染症対策が更に拍車をかけている。博物館現場においても人員不足により出前授業や、展示室での解説やガイドの実施が難しくなってきたところ、やはりコロナ禍によってハンズオン教材が活用できなくなった、団体の受け入れ自体が難しくなったりしている。また、受け入れに協力していたボランティアの活動の停滞の影響も大きい。

こうした状況の中で、博学連携の新しい展開として大きく期待されるのが、コロナ禍の学校現場で急速に進展したGIGA スクール構想である。子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現を目的として、1人1台の情報端末と学校の通信環境の整備が進められる中で、デジタル化された学習教材やインターネット上の学習資源の利活用が一気に可能となった。「令和の日本型学校教育」でも示されたように、「主体的・対話的で深い学び」に合わせて、「個別最適な学び、協働的な学び」を実現するためには、デジタル化さ

る「成果」が得られることから多くの博物館で進められてきた。もちろんこうした利用自体は悪いことではなく、一定の教育効果も見込めることは間違いがないが、学校とは異なる博物館での学びの可能性を生かしきれていないことは双方にとって残念なことではないだろうか。

2 よりよい博物館体験の構築を目指して

こうした中で、教師との連携によって、よりよい博物館体験を構築、実践する博物館がある。岐阜県のみのかも文化の森／美濃加茂市民ミュージアムは、人々の「くらしの一部」として利用され続けるとともに、まちや社会にとって必要とされる場になることを目指した活動を進める中で、地域の学校の継続的な博物館利用を促すため、教師と学芸員が連携して博物館での体験学習プログラムを開発し、実践での課題や成果を踏まえた『利用の手引き・活用実践集』として発行、毎年アップデートを重ねている。小規模ながら地域の総合博物館である特性を生かし、プログラムの内容は、社会、理科、美術、総合的な学習の時間まで多岐にわたっており、学習指導要領に合わせたものとなっている。これによって、美濃加茂市内の小学生は1年生から6年生、中学校に入っても継続的に博物館を利用することになり、まさに「くらしの一部」として多様な学びに触れる場を提供している。

さらにユニークなのは、成

人式に合わせて開催される「祝・成人、おめでとうございます」展である。新成人の小学校在学時の博物館見学風景や体験の様子などを、写真パネルと「御礼の手紙」を通して紹介する展示は、市民の成長に寄り添う博物館活動として象徴的なものと言える。幼少から青年期まで継続的に地域の博物館に親しみ、成長に合わせた文化活動や学びに触れることは、成人教育を含む生涯学習を促す機会としても重要である。

また、学校側が博物館資料を固定的に捉えず、学習資源として多様に活用することも豊かな経験や高い学習効果を生む。大阪府立弥生文化博物館は日本で唯一の弥生時代の専門博物館として、小学校6年生を中心に毎年多くの団体見学を受け入れている。多くの学校が社会科の歴史学習等に即して単発的に見学を行うのみだが、ある小学校では教科を横断して、以下の3段階の授業を行った。

①図工の時間に弥生時代の土器や青銅器の文様や絵画などをあしらった弥生時

代の衣服（貫頭衣）を制作する。

（表現・創造）

②社会の時間に博物館の出前授業を活用して石器や火起こしなど弥生時代の道具や知恵に触れる。（体験）

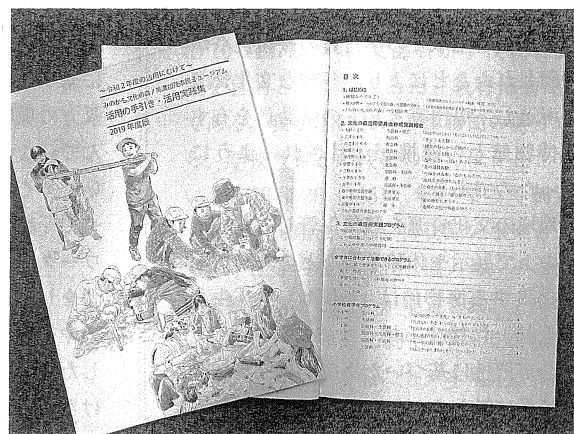
③貫頭衣を着て博物館の現地見学に訪れる。（探究・発見と学び）

自ら作った貫頭衣を着用して博物館展示室に入ってきた児童は、明らかに「学びに向かう姿勢」ができていているように見え、熱心に目当ての展示に見入っていた。なお、このときに制作された貫頭衣は、弥生文化博物館と大阪府立図書館で開催、展示される博物館絵画コンテスト「卑弥呼の時代を描こう」にも出品され、学習成果としての広がりもみせている。学校側が博物館資料を学習資源として教科横断的に活用した好例と言える。



館内に「弥生人」があふれる

また、展示資料だけでなく、博物館にいる専門人材を活用する視点も重要だ。中学校学習指導要領の社会科の第2章社会科の目標及び内容には、「民俗学や考古学、文化人類学その他の学問や地域史の研究などの成果を生かし」とある。博物館の学芸員は、博物館が有する資料を最もよく知る者であると同時に、資料に関する調査研究を推進する専門家、研究者でもある。博物館との連携は、身近



『利用の手引き・活用実践集』

学年・単元ごとのプログラムと実践がまとめられている

れた学習教材が欠かせない。

令和6年度から段階的に始まるデジタル教科書の導入においては、「質が担保された主たる教材」であるデジタル教科書を起点として、オンラインで接続可能な多様な学習資源に接続しながら、これからの時代に求められる情報活用能力を身に付けることが期待されている。また、デジタル教材を用いた学習が学校外にも接続し、家庭学習、地域学習にも広がることが設計されている（詳しくは本誌令和5年3月号特集「デジタル教科書を活用した授業づくり」を参照された）。これはまさに、学校教育と社会教育・生涯学習との新しい接続である。生徒が学校外の日常生活や社会にも目を向

け、そこに在る課題に気付くことを起点に、自らの考えや課題の更新を行っていく探究的で総合的な学習を生み出すための新しい学習基盤が整備されてきたと言える。

4 学習資源としてのデジタルアーカイブ

GIGA スクール構想で配備された端末を活用した学習においては、教科書だけでなく、広くインターネットにある情報を収集する調べ学習が探究的な学びの基盤となる。しかしながら、ネット上の情報については不正確なものや信頼性に欠けるものも含まれており、正誤の判断が難しいものも多い。授業で用いる学習資

源として正確で信頼できる情報が求められる中で、博物館のデジタルアーカイブに期待が集まっている。

学芸員を始めとした専門家の調査研究に基づいた博物館資料のデジタルアーカイブは、学術的な信頼性が高く、安心して使える情報である。博物館によっては、子供の学習向けページをホームページに設けて学習の利便を図っているところもあり、活用環境も整いつつある。また、令和4年の博物館法改正では、博物館の事業としてデジタルアーカイブの作成と公開が新しく規定され、学習資源としての充実と、一層の活用が進められることが期待されている。

他方で、探究的な学習を進める中では、生徒の興味・関心に基づいて収集される情報は多岐にわたる。博物館が多様な資料をもつとはいえ、単館のアーカイブではその学習需要に十分応えることはできない。生徒の自由な学びを促進するためには、複数の博物館や施設の資料をまとめて検索・閲覧できる環境が求められる。文化庁ではいち早く、平成16(2004)年に「文化遺産オンライン（試行版）」を立ち上げ、全国の指定文化財や博物館収蔵品を束ねたプラットフォームを構築した。文化財が中心ではあるが、現在では1000館を超える連携館があり、登録作品点数は27万件を超えている（令和5年4月現在）。また、令和2(2020)年8月に正式版が公開された「ジャパンサーチ」は、国立国会図書館が管理運営しており、博物館だけでなく図書館などの多様な施設のアーカイブと連携する。現在2800万件を超えるデータが登録されており（令和5年4月現

在）、国内最大規模のプラットフォームとなっている。MLA（ミュージアム・ライブラリ・アーカイブス）にまたがるデジタルアーカイブを横断的に利用するため、考古遺物や民俗資料、美術作品、自然史標本等の博物館の多様な資料だけでなく、図書館や公文書館が公開する文献などの史資料にもアクセスできる。また、気になった資料をブックマークしてまとめていける「ノート」機能は情報収集と整理に活用できる。

今後はこうしたプラットフォームの機能もうまく活用しながら、ネット上の学習資源を生徒の学習活動に接続していくことが期待される（ジャパンサーチのホームページには学校現場での「利活用事例」が掲載されている）。その際に求められるのは、生徒の興味・関心に寄り添い、自発的な「問い」を起こせるよう促すことだろう。膨大なデジタルアーカイブを一覧し、ルールやテーマに沿って並列的に資料を収集するだけでは探究的な学習にはつながらない。小さな発見や気付きから生まれる「問い」を起点に、関連資料を集めて分析することで、学ぶ楽しみを感じながら意欲的な探究を更に深めていくことができる。

膨大なデジタルアーカイブの中で、新しい世界を開く扉は無限にあり、決まったルートも存在しない。知る高揚を感じながら自由で知的な冒険を進め、自分だけの発見をすることが、子供たちの探究の精神と「生きる力」をたくましく育てるのではないだろうか。GIGA スクール構想とデジタルアーカイブの整備が実現する新しい博学連携の展開に期待したい。

学びへの活用

ICTの「学び」への活用

“すぐにも” “どの教科でも” “誰でも” 使えるICT

検索サイトを活用した調べ学習

- ・一人一人が情報を検索し、収集・整理
- ・子供たちが様々な情報にアクセスし、主体的に情報を選択する



文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用

- ・子供たち一人一人が考えをまとめて発表
- ・共同編集で、リアルタイムで考えを共有しながら学び合い



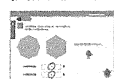
一斉学習の場面での活用

- ・誰もがイメージしやすい教材提示
- ・一人一人の反応や考えを即時に把握しながら双方向的に授業を進める



一人一人の学習状況に応じた個別学習

- ・デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化
- ・様々な特徴を持った生徒によりきめ細やかな対応を行う



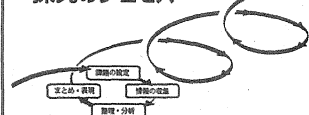
“1人1台”を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。

ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究するSTEAM教育※

※Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

探究のプロセスにおける様々な場面において、ICTを効果的に活用することができる

探究のプロセス



課題の設定	実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

文部科学省リーフレット『GIGA スクール構想の実現へ』より抜粋

編集後記

新幹線で修学旅行生を見かけることが多くなってきました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変わり、学校行事もコロナ禍前の形に戻ってきていることと思います。子供たちが楽しそうに活動する姿を見て、うれしく思っています。

さて、本号の特集Ⅱでは「博物館と連携した教育活動」を取り上げました。70年ぶりの博物館法の改正を受けて、これから学校と博物館の連携が更に重視されています。本号では、博物館支援調査官による「論説」や、教育委員会を中心に地域で取り組む中学校の事例と、学校が独自に工夫している高等学校の事例を紹介しました。各地域や各学校の特色を生かした方法を御検討いただく際の参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、本誌編集の趣旨をご理解いただき、原稿の執筆など快く御協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

(担当 小林, 佐藤, 山本)

STAFF

編集

文部科学省初等中等教育局教育課程課

編集長

富高雅代

7月号担当

小林 一人
佐藤 学
川口 貴大
山本 紗也華
林 ゆかり

表紙担当

平田 朝一

デザイン担当

クリエイティブ・コンセプト

編集担当

学事出版 丸山英里, 栗田幸希

中等教育資料

令和5年7月号 MEXT65 第1046号

発行 令和5年7月1日

定価 (本体 680 円＋税)

著作権所有 文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

発行者 学事出版株式会社

安部英行

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-2-5

TEL : 03-3518-9655 FAX : 03-3518-9018

HP : <https://www.gakuji.co.jp/>

印刷所 研友社印刷株式会社

内容に関する御意見、御要望は chuto@mext.go.jp までお寄せ下さい。

乱丁・落丁がありました場合はお取り替えいたします。

Printed in Japan